

《鳴門市農業委員会 8月総会 議事録》

開催日時 令和7年8月28日(木) 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 大会議室

出席委員

1番	栗田	和美	2番	石園	順市	3番	稲木	伸顕
4番	井上	富夫	5番	大西	善郎	6番	小川	佳
8番	川添	誠司	9番	小林	幸男	11番	杉本	英昭
13番	竹村	昇	14番	中井	弘	15番	西川	公昭
16番	西川	美鈴	18番	林	博子	19番	藤江	厚子
20番	向	栄治						

欠席委員

7番	海山	貞佳	10番	里見	廣治	12番	高田	吉敏
17番	濱堀	秀規						

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第5号 買受適格証明願について	1件
議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会について	1件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	9件
② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	2件
④ 使用貸借解約について	1件
⑤ 非農地証明願について	1件
⑥ 地目照会について	5件

事務局次長 それでは、定刻が参りましたので、ただいまから令和7年8月の農業委員会を開催いたします。開会にあたりまして、大西会長よりご挨拶をお願いいたします。

大西会長 <挨拶>

事務局次長 ありがとうございました。
 まず、事務局より委員定数のご報告をいたします。委員定数20名の内、出席委員16名、欠席委員4名であり、過半数に達しております。よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。それでは進行は大西会長をお願いいたします。よろしくをお願いします。

大西会長 それでは、座って進めさせていただきます。
 議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。議事録署名人は、20番 向委員さん、1番 栗田委員さんをお願いいたします。
 それではこれより、議案に基づき議事を進行してまいります。

 『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
 まず、事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長 <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 3件>
 ・申請番号1～3について申請内容説明

大西会長 次に、申請番号1番について、この案件を担当してくれた委員さんからのご意見をお願いいたします。

向委員 20番。申請番号1。
 譲受人は鳴門町でらっきょうや甘藷を栽培する認定農業者です。
 譲渡人は農業が出来る人がいなくなってしまう、農地の処分について考えていたところ、別の農地を貸していた譲受人との話がまとまったので本申請にいたしました。
 申請地は現在耕作放棄地となっておりますが、取得後に農地として再生を行い、らっきょうや甘藷等を栽培する計画です。
 適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
 ご審議、お願いします。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
 申請番号1番について、採決いたします。
 許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
 次に、申請番号2番について、この案件を担当してくれた委員さんからのご意見をお願いいたします。

事務局係長 担当委員さんより欠席の連絡があり、あらかじめ事務局の方に意見書をいただいておりますので、事務局で代読させていただきます。
 譲受人は大麻町でレンコンを栽培する認定農業者です。

譲渡人は県外に住んでおり、財産整理として農地を処分したいと考えていました。これまで農地を耕作してくれていた譲受人と交渉し、話がまとまったので本申請にいたしました。

申請地はこれまでもレンコンが栽培されており、取得した後も継続して栽培する計画です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号3番について、この案件を担当してくれた委員さんからのご意見をお願いいたします。

事務局係長 こちら、担当委員さんからあらかじめ事務局の方に意見書をいただいておりますので、事務局で代読させていただきます。

借人は大麻町や大津町で甘藷を栽培する農事組合法人です。

法人の理事の一人が大津町木津野に住んでおり、自宅周辺で農地を探していたところ、知り合いから耕作がされていない農地を紹介され、所有者と交渉し、今回の申請に至りました。

許可後は甘藷を栽培する計画です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。

以上で、『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。

事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長 <2. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

大西会長 次に、申請番号1番について、この案件を担当してくれた委員さんからのご意見をお願いいたします。

川添委員 8番。申請地は申請人の耕作する農地や農業用倉庫に近く、幹線道路にも隣接しています。

利便性が高いため、農作物の運搬や農機具の移動のための駐車場として利用することになり、今回の申請となりました。

事業計画では、山土を用いて造成し、十分に締固め表面をアスファルト舗装します。

排水については雨水のみであり、北側に面している道路側溝に勾配を取り排水します。

周辺農地への影響もほとんどないため、許可することに問題ないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いいたします。

事務局係長

申請地は、大代新橋から東へ約210mに位置しており、市街化調整区域内の10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

今回の申請に先立って、農業外利用のため地域計画からの除外の申請がなされており、その手続きが完了しています。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それでは、お諮りいたします。
申請番号1番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。

以上で、『議案第2号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長

<3. 農地法第5条の規定による許可申請について 3件>
・申請番号1～3について申請内容説明

大西会長

次に、申請番号1～3番について、この案件を担当してくれた委員さんからのご意見ををお願いいたします。

井上委員

4番。借人はドラッグストア店舗の経営を行っています。新規出店計画地を探していたところ、賃貸人と話がまとまったため、今回の申請となりました。

事業計画では、延床面積1,448.4㎡の物販店舗建設及び駐車場として利用するための造成工事を予定しています。

取水について、既存の水道管に接続し取水します。

排水については、雨水を集水桝経由、汚水を合併浄化槽経由し、申請地東側の水路に放流することとしており、地元水利組合の同意を得ています。

周辺農地への防除措置として周囲に重力式擁壁等の構造物を設け、隣地に影響を与えないようにするため、許可することに問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いいたします。

事務局係長 申請地は、霊山寺から西へ約230mに位置しており、市街化調整区域内の10ha未満の広がりの無い第2種農地に該当します。
 今回の申請に先立って、農業外利用のため地域計画からの除外の申請がなされており、その手続きが完了しています。
 また今回の申請については、都市計画法の開発許可が必要ですが、農地法許可申請と平行して適切に開発許可申請手続きが進められております。
 他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。
 ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 それでは、お諮りいたします。
 申請番号1～3番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1～3番については原案どおり許可といたします。
 以上で、『議案第3号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての審議に入ります。
 事務局より、申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長 <4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 1件>
 ・申請番号1について申請内容説明

大西会長 次に、申請番号1番について、この案件を担当してくれた委員さんからのご意見をお願いいたします。

中井委員 14番。申請者は里浦町で甘藷を生産する認定農業者です。
 申請地はすべて甘藷が栽培されています。
 引き続き農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。
 ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
 申請番号1番について採決いたします。
 申請番号1番について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番について原案どおり承認することといたします。
 以上で、『議案第4号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第5号』買受適格証明願についての審議に入ります。
 事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長 <5. 買受適格証明願について 1件>
 ・申請番号1について申請内容説明

大西会長 次に、申請番号1番について、この案件を担当してくれました委員さんからのご意見をお願いいたします。

栗田委員 1 番。申請人は、甥の居住用として土地付き建物を探していたところ、申請地を含む一戸建て住宅の公売物件を見つけました。甥と相談したところ、申請人が所有者となり、甥に使用貸借することで合意し、入札手続きをとることになったため今回の申請となりました。

事業計画では、すでに住宅の敷地の一部として利用されているため工事等の計画はなく、転用許可後は宅地としての維持管理に努めるとのことです。

排水については、浄化槽を経由したのちに水路へ排水することとしており、直接排水が水路や隣地に流入しないよう留意するとのこと、地元水利組合の同意を得ています。

周辺農地への影響もほとんどないため、許可することに問題ないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、大津橋から北へ約 3 5 0 m に位置しており、市街化調整区域内の 1 0 h a 未満の広がり無し第 2 種農地に該当します。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

また、適格証明書交付後の事務を迅速に行うため、申請人が最高価申込者、いわゆる落札者となり、5 条許可申請書を提出した場合、会長が証明書交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可することも同時に諮っていただきたいと考えております。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 それでは、お諮りいたします。

申請番号 1 番について、承認すること、及び申請人が最高価申込者となり、法第 5 条の許可申請があった場合は、会長が交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

大西会長 無いようでございますので、申請番号 1 番については原案どおり承認するものといたします。

以上で『議案第 5 号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第 6 号』農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会についての審議に入ります。

この案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長 < 6. 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会について 1 件 >

大西会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。

竹村委員 この案件は何年も資材置場として使っていたはずですが、始末書を提出しさえすればよいのであれば、一級農地でも資材置場として使って放っておけば何年か先に皆除外できるようになってしまうのではないですか。

事務局次長 竹村委員が発言された一級農地というのは一種農地の事だと思いますが、もちろん違反転用は違法ではありますが、申請が出てきたときに周辺農地への影響等を考慮して優良農地ではないことを確認した上で始末書を提出いただき、

このような形で対応させていただいております。

竹村委員 一級農地を資材置場にしている場所が私の知っている限り 3箇所あります。10年ほど前に一級農地だからという理由で許可を下ろさなかった案件もありました。

事務局次長 竹村さんの指摘されている案件については、また個別に説明させていただきたいと思います。

竹村委員 始末書さえ書いたら良いのかという言う事を聞きたいのです。

事務局次長 始末書もちろん必要ですが、周辺農地の状況や青地であるかなど、場所によってはきちんと対応しなければなりません。

竹村委員 今回の案件についても資材置場にしたときには家はなく、後から家が建っています。当時周りは田ではないですか。

事務局次長 後から住宅が建築されたという事ですが、現時点で農地がどのような影響を与えるかということを確認した上で、今回のような対応ができるかどうか考えるようになります。

竹村委員 では、始末書を書けば簡単にできるという事ですね。

事務局次長 全ての場所という事ではありませんので、その点をご理解いただけますようお願いいたします。

大西会長 他にございませんか。

質問・ご意見等は無いうでございますので、採決いたします。
『議案第6号』について、ただいまの説明のとおり意見なしと回答することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 それでは、『議案第6号』については意見なしと回答することといたします。以上で『議案第6号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第7号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局係長 <7. 報告事項 19件>
① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 9件
② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 1件
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について (農業経営基盤強化促進法) 2件
④ 使用貸借解約について 1件
⑤ 非農地証明願について 1件
⑥ 地目照会について 5件

大西会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いうでございますので、『議案第7号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案は全てご審議いただきました。

その他、何かありますか。
事務局はありませんか。

事務局

ありません。

大西会長

無いようでございますので、これをもちまして令和7年8月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時40分
令和7年8月28日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 向 栄治

議事録署名者 栗田 和美